

山武市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で消防団を応援し、もって消防団員の確保推進に資するため、事業所等の協力を得て、消防団員等及び同伴者に対して優遇措置を行う応援の店の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員 山武市の消防団員をいう。
- (2) 事業所等 山武市内の事業所、営業所及び店舗をいう。
- (3) 消防団員等 消防団員及び当該消防団員と同居する家族をいう。
- (4) 同伴者 消防団員以外の者であって、消防団員に伴って応援の店を利用するものをいう。
- (5) 優遇措置 商品等の代金の割引その他の優遇的サービスをいう。
- (6) 応援の店 消防団を応援するため、消防団員等及び同伴者に対して優遇措置を行う事業所等として市長が登録した者をいう。

(応援の店の役割)

第3条 応援の店は、自らの責任において、消防団員等及び同伴者に対し、優遇措置を行うものとする。

(申請)

第4条 応援の店として登録を受けようとする事業所等は、山武市消防団応援の店登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした事業所等を応援の店として登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、応援の店として登録しない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある事業を行う事業所等
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある事業を行う事業所等
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を行う事業所等
- (4) 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与する事業所等

(5) その他市長が登録しないことが適当と認める事業所等
(表示証の交付等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により応援の店の登録を行ったときは、山武市消防団応援の店表示証（別記第2号様式。以下「表示証」という。）を応援の店に交付するものとする。

- 2 応援の店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告に応援の店である旨を表示することができる。

(表示証交付台帳の備付け)

第7条 市長は、山武市消防団応援の店表示証交付台帳（別記第3号様式）を備え、表示証の適切な管理をしなければならない。

(登録の変更及び廃止等)

第8条 応援の店は、登録事項を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、山武市消防団応援の店登録変更・廃止届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は廃止するものとする。
- 3 応援の店は、第1項の規定により登録の廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる事業所等に該当することとなったとき。
 - (2) 前条第1項の規定による登録の廃止の届出があったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により応援の店の登録を受けたとき。
 - (4) その他応援の店として適当でないと市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返納し、応援の店に係る広告等の表示を破棄しなければならない。

(利用証の交付等)

第10条 市長は、消防団員に山武市消防団応援の店利用証（別記第5号様式。以下「利用証」という。）を交付するものとする。

- 2 消防団員は、利用証を紛失又は破損し、再交付を受けようとするときは、山武市

消防団応援の店利用証再交付申請書（別記第6号様式）により、市長に申請するものとする。

（遵守事項等）

第11条 消防団員は、交付を受けた利用証を同居する家族以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

2 消防団員等は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 利用証を提示すること。

（2） 応援の店から求めがあったときは、身分が確認できるものを提示すること。

（3） 登録を受けた優遇措置以外の優遇措置を強要しないこと。

3 市長は、消防団員等が前2項の規定に違反したときは、利用証の返納を指示することができる。

4 利用証の不正使用（消防団を退団した場合又は前項の規定により市長から利用証の返納の指示があった場合において、引き続き利用証を所持し、使用すること若しくは利用証の貸与又は譲渡を受けた同居する家族以外の者が利用証を使用することをいう。）により応援の店に損害を与えたときは、当該利用証の交付を受けた消防団員（消防団を退団した後の利用証の使用にあつては、消防団員であった者）が賠償の責任を負うものとする。

（利用証の返納）

第12条 消防団員は、消防団を退団したとき又は前条第3項の規定により市長から利用証の返納の指示があったときは、速やかに利用証を市長に返納しなければならない。

（応援の店の公表）

第13条 市長は、応援の店の名称、所在地、優遇措置の内容その他の登録に関する事項を、市ホームページ等により公表するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

2 市長及び事業所等は、この告示の施行の日前においても、この告示の規定の例により、応援の店の実施に必要な準備行為をすることができる。

別 記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

山武市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

山武市消防団応援の店登録申請書

山武市消防団応援の店実施要綱第4条の規定により、応援の店として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

フリガナ 事業所名称				
所在地				
業種	物販業・飲食業・サービス業・その他（ ）			
営業時間	時 分 ～ 時 分（24時間表示）			
定休日				
連絡先等	電話番号：			
	FAX番号：			
	E-mail：			
	URL：			
優遇措置内容				
対象者	1 消防団員	2 同居する 家族	3 同伴者	4 1～3 全て

備考

- 1 上記内容については、ホームページ等に掲載させていただきます。
- 2 記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。



【備考】

表示証の大きさは、縦297ミリメートル×横210ミリメートルとする。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

山武市長 様

所在地

名称

代表者氏名

山武市消防団応援の店登録変更・廃止届出書

山武市消防団応援の店実施要綱第8条第1項の規定により、登録の（変更・廃止）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録の変更

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 登録の廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

（表）

年度	
山武市消防団応援の店	
利用証	
 山武市	<small>山武市マスコットキャラクター SUN△シくん</small>

（裏）

注意事項	
<ul style="list-style-type: none">・ 応援の店から提供されるサービスを受けるときは、利用証を提示してください。・ 応援の店から求めがあれば、身分が確認できるものを提示してください。・ この利用証は、同居の家族以外に貸与又は譲渡してはいけません。・ この利用証を拾われた時は、下記まで連絡をお願いいたします。	
連絡先	
住所	
<hr/>	
団員氏名	団本部 ・ 第 分団第 部
<hr/>	
同居する 家族氏名	
<hr/>	

【備考】

利用証の大きさは、縦54ミリメートル×横86ミリメートルとする。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

山武市長 様

所 属

氏 名

山武市消防団応援の店利用証再交付申請書

山武市消防団応援の店実施要綱第10条第2項の規定により、利用証を再交付して
いただきたく申請します。

再交付の理由	紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）
上記に至った経緯	